

# 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公告日：令和 8 年 5 月 2 5 日

届出年月日：令和 7 年 1 2 月 2 6 日

店舗名：カリーノ宮崎

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 8 年 5 月 2 5 日から令和 8 年 6 月 2 5 日 まで

意見の概要：別紙のとおり



受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

意見書

宮産第46号3  
令和8年4月30日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎市長 清山 知憲



令和8年1月16日付け25010-1402で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称：カリーノ宮崎  
所在地：宮崎市橋通東四丁目8番1号
- 2 意見  
【都市計画課】  
P7の必要駐車台数計算式において適用する人口区分に誤り  
(10万以上40万未満が正)
- 3 留意事項  
【地域安全課】  
新設出入口の工事に当たっては、周辺の歩行者、車両等に留意し、交通事故防止に万全を期すこと。  
【道路維持課】  
道路構造物を変更する場合には、道路法24条の規定による道路工事承認申請書を提出すること。  
【都市計画課】  
屋外広告物を設置する場合、「宮崎市屋外広告物条例」に基づく許可及び「宮崎市景観条例」に基づく届出が必要となる場合がある。  
【建築行政課】  
改修の規模等によっては建築確認申請が必要になる場合がある。  
また、建築確認申請が伴わないレイアウトの変更等であっても、変更後の建築物が建築基準法に適合する必要がある。  
工事に伴い「建設リサイクル法」に基づく届出が必要な場合がある。  
(工事着手7日前まで)。  
「福祉のまちづくり条例」に基づく届出が必要になる場合がある。  
(確認申請が伴わない場合、工事着手の30日前まで)。  
1棟の駐車場用途に供する総延べ床面積が2,000㎡以上を超える場合、変更後のレイアウトの経路等がバリアフリー法に適合する必要がある。

〔 文書取扱：経済部産業政策課  
電話：21-1792 〕